

I 平成26年度に使用する小・中学校特別支援学級用教科用図書

(1) 採択に係る基本方針

採択にあたっては、児童生徒の障がいの状態及び特性を十分に考慮し、学習指導要領のねらい及び島根県教育課程審議会答申（平成22年6月10日答申）を踏まえて教科用図書を採択すること。

(2) 採択基準

- ① 採択は、「教科書目録」や「一般図書一覧」等に登載されている図書、その他の図書のうちから、児童生徒ごと、かつ、種目ごとに1種を採択する。
- ② 採択は、市町村の教育委員会又は国立及び私立の義務教育諸学校の校長の責任において行う。
- ③ 採択は、児童生徒の発達の段階、障がいの状態及び特性、地域性を考慮し、県教育委員会が作成する「選定に必要な資料」を十分参考のうえ、厳正に行う。

(3) 採択に係る留意事項

- ① 専門的な教科書研究の充実について
児童生徒の実態や地域の実態を踏まえ最も適した教科用図書を採択するために、各市町村教育委員会においては、県教育委員会が示す「採択に係る基本方針」、「採択基準」、「選定に必要な資料」を基にして、教科書研究の充実に努める。
- ② 適正かつ公正な採択の確保について
教科用図書発行者等の過大な宣伝行為等外部からの影響に採択結果が左右されることのないよう、関係者の意識の啓発に努める。

(4) 選定に必要な資料

以下の観点に基づいて、別冊のとおり選定に必要な資料を作成する。

- ① 記述された内容、程度、分量が、児童生徒の発達の段階、障がいの状態及び特性に適合しているか。
- ② 取り上げられた教材の選択や構成は、学習を効果的に進めるために適切なものになっているか。
- ③ 児童生徒が興味・関心をもって学習できるように工夫されているか。
- ④ 各教科の特性が生かされ、島根県の実態に適合しているか。